

小寺家文書にみる明治後期の地域医療（2）

－明細書から読み解く明治後期の医療費－

岡崎女子短期大学 黒野 伸子、名古屋大学 石川 寛、就実短期大学 大友 達也

要 旨

筆者らは岐阜県大垣市小寺登氏が所蔵する小寺家文書に残された医療に関する資料から東海地方の地域医療を解明する試みを続けている。本稿は、明治41年発行の「薬価及手術料明細書」9通に記載された内容を翻刻、精査し明治後期の医療費を明らかにしたものである。医師会の制定した「医療費一覧」には見られない項目も新たに発見された。明細書様式からはレセプト（診療報酬明細書）の萌芽も見られ、東海地方の地域医療を医療費および診療報酬の視点からも解明できることが示唆された。

はじめに

筆者らは、小寺家文書に伝わる医療に関する資料から、東海地方の地域医療を解明する試みを続けている。分類の詳細については、黒野、石川、大友（2020）に示した通りであるが、内容の豊富さには目を見張るばかりであった。特に筆者らが注目したのは、「衛生医療」関連の文書群である。明治期から大正期にかけての配置薬に関する諸書類、薬剤の広告、処方箋、入院に関する書類等、100点余りの資料があるが、患家および患者に関する書類が多いことが最大の特徴といえる。元来、医家の資料は数多く残されていて、医学史の基礎資料になっているが、患家および患者に関する資料はほとんど見当たらない。したがって、患者側からみた医療については研究が進んでおらず、小寺家文書は地域医療の全体像を解明する貴重な資料群であるといえる。

特筆すべきは、入院会計時に患家に渡された明治41（1908）年6月11日から8月11日までの「薬価及手術料明細書」が9点残されていたことと、同時期の当主日誌が保存されていたことである。翻刻により、本明細書が入院期間中すべての医療費を反映したものであることが明らかとなり、治療の流れ、医療費の実態や体系等を読み取ることができた（図1、2）。

現在、医療機関では「診療明細書」という名称の書類を領収書とは別に交付している。現行の「保険医療機関及び保険医療養担当規則」には、「患者から求めがあつたときは、正当な理由がない限り、(中略)費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない¹⁾。」とあり、診療明細書の発行が義務付けられているが、施行されたのは平成22(2010)年4月のことである。医科診療報酬点数表には、「個別の費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書の発行等につき(中略)保険医療機関(診療所に限る。)を受診した患者については、明細書発行体制等加算として、1点を所定点数に加算する。」と定められているが、医療保険制度下で患者が診療明細を把握できるようになったのはわずか10年前のことである。

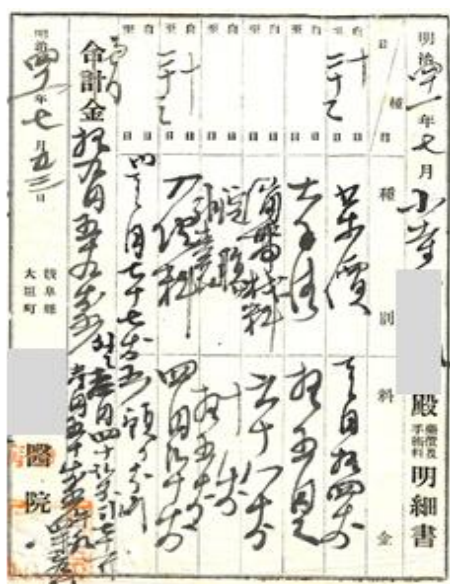


図1：「薬価及手術料明細書」
 明治41年（1908年）7月23日発行
 画像提供：小寺登氏

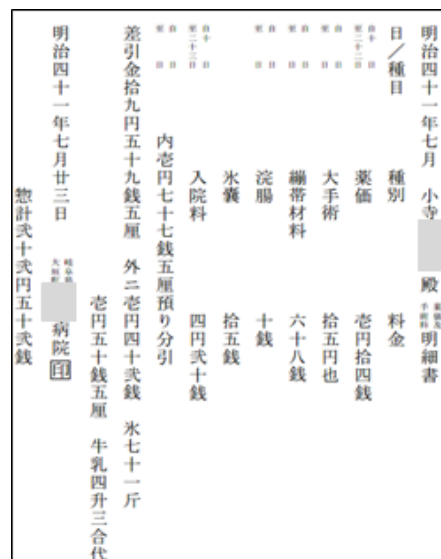


図2：「薬価及手術料明細書」翻刻
 翻刻：石川 寛

筆者らが知る範囲では、明治期に診療明細書を交付していた事実を確かめる手立てはなく、記録も検討資料も目にしたことはない。しかし、今回の発見で明治後期に現代の診療明細書に類似した書類を交付していたことが明らかとなった。インフォームドコンセントの実施も推測され、明治期の患者側から見た医療を解明する貴重な資料といえる。今回、現小寺家当主小寺

登氏のご厚意により貴重な文書群を閲覧することができ、研究を進めることとなった。

本研究は、約100点の「衛生医療」に分類された文書のうち、「薬価及手術料明細書」を主な研究対象とし、明治期の医療費体系や医療行動を明らかにし、地域医療の解明に資することを主な目的とする。

なお、本稿では、「薬価及手術料明細書」を「明細書」患者および患者以の総称を「患者」と記し、患者本人と明確に区別して扱うこととする。また、医療に係る費用は「医療費」、健康保険下で制定された医療費は「診療報酬」と記す。

1. 明治期の診療報酬制度

西洋医学の導入に伴い、明治に入ると医療費の整備が進み、各地の医師会が実情に合った診療項目と医療費と一覧表を作成するようになった(表1)。医師会ごとに価格は大きく異なり、算定の根拠も不明瞭なものが多い。しかし、薬剤や入院料の算定単位は現在までその原則が引き継がれている。

国民の医療を保障する公的健康保険制度が制定されたのは大正11(1922)年である。その後、診療報酬の分配方法として点数制が考え出され、大正15(1926)年に医師会長の北里柴三郎と日本政府との間で契約書が交わされた。明治14(1881)年には日本初の生命保険会社が福沢諭吉門下の阿部泰蔵によって設立されたが、公的医療保険はまだ整備されていなかった。したがって、患者はすべて自費で医療費を賄わねばならず、庶民にとって医療の恩恵を受けることができたのはごく限られた人々であった。

表1：明治期における医療費の一例

名古屋市医師会 明治31(1898)年制定		宮崎市郡医師会 明治38(1905)年制定	
往診料	30銭以上	手術料 小手術	30銭～3円
至急往診料	50銭以上	中手術	3～10円
深夜往診料	1円以上	大手術	10～30円
内用薬：1日分	1品8銭以上	洗條料 1回	5～30銭

外用薬：1剤分	8銭以上	吸入料 1回	10銭
頓用薬：1回分	5銭以上	皮下注射料 1回	20銭

2. 明細書に記載された患者と病状

今回発見された明細書は、小寺弓之助長女(Aと記す)が虫垂炎で入院した時のものである。明治期には「盲腸炎」と呼ばれていたが、現在では「虫垂炎 (ICD-10⁽¹⁾による病名分類)」が使われているため、本稿では原文の表記を除き「虫垂炎」と記す。Aは、明治25(1892)年4月に生まれ、満16歳の明治41(1908)年6月11日に現大垣市にあったB病院に入院し、同年8月11日に退院している。現在使用されている退院時転帰区分には「治癒」「軽快」「寛解」「不変」「増悪」がある²⁾が、12月6日の日誌に「Aノ病氣追々全快ト趣キタルニ付其祝トシテ赤飯一斗程ヲ煮シ(後略、下線筆者)」とあることから、8月11日は軽快退院であったことが推測される。

5月27日の日誌には「(前略) Aはモウチョウエンにて水薬と散薬とを三日分、こーやくを一かひと貰ひたり(下線筆者)」とあり、入院前から西脇医院で虫垂炎の診断を受け、外来で薬剤治療を受けていたことが分かる。入院後、1か月後の7月11日に手術が行われ、さらに1か月後の8月11日に退院している。

3. 研究方法と研究目的

研究は、以下の手順で行った。なお、本研究は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に一部抵触する恐れがあるため、患者個人名および実施医療機関名はアルファベットに改め、資料画像も同様な処理を施した。本稿では、対象者をAとし対象病院をBと記す。

1) 資料の翻刻を行う。

2) 明細書の項目ごとに会計期間ごとに項目と金額を表にまとめる。さらに、日記から読み取った医療行動および患家の行動を挿入し、一覧表を作成する。

3) 明細書発行年に各地の医師会が制定した医療費の資料を参考に、大垣市における診療報酬の実態を明らかにする。これにより、診療報酬からみた地域医療の一端が見えてくるものと期待される。

4. 研究結果と考察

4-1. 「薬価及手術料明細書」の翻刻

翻刻の結果を示す。資料の翻刻にあたっては字体は現在のものに直し、適宜読点を付けた。原本はすべて縦書きである。〔 〕は翻刻者による注記である。

①【請求番号9-103-12、分類番号Ⅲ-5-(3)-13】

明治四十一年六月 小寺せい 殿 薬価及手術料明細書

日／種目	種別	料金
自十一 日至十七 日		薬価 壹円六十貳銭
自 日至 日		温布帯 拾五銭
自 日至 日		入院料 壹円五銭
自十一 日至 日		此所へ金五円預り
自 日至 日		牛乳一升九合 六十六銭五厘
自 日至 日		

差引金壹円五十一銭五厘 預り二成

明治四十一年六月拾七日 岐阜県大垣町 B 病院

〔欄外下に「3,485」とあり。目録の二十七日を修正した。〕

②【請求番号9-103-10、分類番号Ⅲ-5-(3)-11】

明治四十一年六月 小寺せい 殿 薬価及手術料明細書

日／種目	種別	料金
自十九 日至二十三日		薬価 壹円〇八銭
自十八 日至廿四 日		入院料 壹円〇五銭
自 日至 日		牛乳貳升一合代 七十三銭五厘
自 日至 日		〆 貳円八十六銭五厘

自 日 至 日 内 壹 円 五 十 一 銭 五 厘 先 分 預 り 分

自 日 至 日

差 引 金 壹 円 三 十 五 銭 (領 収 印) [鉛 筆 書 き] 「 十 七 銭 残 り 」

明 治 四 十 一 年 六 月 廿 四 日 岐 阜 県 大 垣 町 B 病 院

③ 【請求番号9-103-11、分類番号Ⅲ-5-(3)-12】

明 治 四 十 一 年 月 小 寺 せ い 殿 薬 価 及 手 術 料 明 細 書

日/種目	種別	料金
自 十九 日 至 二十三日	薬価	壹 円 八 銭
自 十八 日 至 廿四 日	入院料	壹 円 五 銭
自 日 至 日	内 壹 円 五 十 一 銭 五 厘	先 勘 定 ニ て 預 り
自 日 至 日		
自 日 至 日		
自 日 至 日		

差 引 金 六 十 一 銭 五 厘 外 ニ 七 十 三 銭 五 厘 牛 乳 貳 升 一 合 代

明 治 四 十 一 年 六 月 廿 四 日 岐 阜 県 大 垣 町 B 病 院

[欄 外 下 に 「 2、13 」 と あり 。 ② と 内 容 は 同 じ で 牛 乳 代 を 総 計 に 含 ま ず に 計 算 。]

④ 【請求番号9-103-13、分類番号Ⅲ-5-(3)-14】

明 治 四 十 一 年 六 月 小 寺 せ い 殿 薬 価 及 手 術 料 明 細 書

日/種目	種別	料金
自 二十五日 至 七月一日	薬価	壹 円 四 十 四 銭
自 二十五日 至 七月二日	入院料	壹 円 貳 十 銭
自 日 至 日		
自 日 至 日		
自 日 至 日		

自 日 至 日

合計金貳円六十四錢（領収印） 外二八十四錢 牛乳貳升四合代

明治四十一年七月二日 岐阜県大垣町 B 病院

⑤【請求番号9-103-21、分類番号Ⅲ-5-(3)-15】

明治四十一年七月 小寺 殿 薬価及手術料明細書

日／種目	種別	料金
自三 日至九 日		薬価 壹円四十四錢
自〃 日至 日		入院料 壹円五錢
自 日至 日		此所へ金五円預ル
自〃 日至 日		牛乳貳升一合 七十三錢五厘
自 日至 日		
自 日至 日		

差引金壹円七十七錢五厘 預り二成

明治四十一年七月九日 岐阜県大垣町 B 病院

⑥【請求番号9-103-8、分類番号Ⅲ-5-(3)-16】

明治四十一年七月 小寺せい 殿 薬価及手術料明細書

日／種目	種別	料金
自十 日至二十二日		薬価 壹円拾四錢
自 日至 日		大手術 拾五円也
自 日至 日		繃帯材料 六十八錢
自 日至 日		浣腸 十錢
	氷嚢	拾五錢
自十 日至二十三日		入院料 四円貳十錢
自 日至 日		内壹円七十七錢五厘預り分引

差引金拾九円五十九銭五厘 外ニ壹円四十銭 氷七十一斤

壹円五十銭五厘 牛乳四升三合代

明治四十一年七月廿三日 岐阜県大垣町 B 病院口印

惣計貳十貳円五十銭

[差引金額が10銭多い。]

⑦【請求番号9-103-9、分類番号Ⅲ-5-(3)-18】

明治四十一年七月 小寺せい 殿 薬価及手術料明細書

日/種目	種別	料金
自二十三日	至三十日	薬価 六十九銭
自 日	至 日	交換 五十銭
自二十四日	至三十日	入院料 貳円拾銭
自 日	至 日	
自 日	至 日	
自 日	至 日	

合計金三円貳拾九銭 外ニ八十銭五厘 牛乳貳升三合代

明治四十一年七月三十日 岐阜県大垣町 B 病院

⑧【請求番号9-103-6、分類番号Ⅲ-5-(3)-19】

明治四十一年 月 小寺 A 殿 薬価及手術料明細書

日/種目	種別	料金
自三十一日	至八月五日	薬価 壹円拾壹銭
自八月一日	至 日	交換 貳十銭
自 日	至 日	耳洗 貳十五銭
自三十一日	至八月六日	入院料 貳円拾銭
自 日	至 日	

自 日 至 日

合計金三円六十六銭 外二十七三銭五厘 牛乳貳升一合代

壹円拾三銭 氷五十六斤半

明治四十一年八月六日 岐阜県大垣町 B 病院

〔欄外左に「計五、五二五」とあり。〕

⑨【請求番号9-103-7、分類番号Ⅲ-5-(3)-21】

明治四十一年八月 小寺せい 殿 薬価及手術料明細書

日/種目	種別	料金
自八月七日ヨリ至	十日迄	入院料 一円二十銭
自 日 至 日		薬価 七十二銭
自 日 至 日		耳洗 二十五銭
自 日 至 日		
自 日 至 日		
自 日 至 日		

合計金二円十七銭 薬価十四日分 一円二十六銭

牛乳一升二合代 四十二銭

明治 年 月 日 岐阜県大垣町 B 病院

4-2. 診療明細の検討-入院料-

表2は、明細書の期間ごとに入院料をまとめ、1日ごとの金額を併記したものである。考察に必要と思われる事項は備考欄に記した。

表2：入院料一覧

入院期間	日数	入院料(円)	備考
6月11日～17日	7	1.05 (0.15/日)	6/11 入院

6月18日～24日	7	1.05 (0.15/日)		
6月25日～7月2日	8	1.20 (0.15/日)		
7月3日～9日	7	1.05 (0.15/日)	7/5	蒲団2枚、蚊帳1張を送付
7月10日～23日	14	4.20 (0.30/日)	7/11	手術
7月24日～30日	7	2.10 (0.30/日)		
7月31日～8月6日	7	2.10 (0.30/日)		
8月7日～10日	4	1.20 (0.30/日)	8/11	退院

明細書の発行単位で出されていた価格を入院日数で除してみると、入院料は1日あたりの金額が正確に定められていたことが分かる。当時の医療費は地域によってばらつきがあるが、明治20（1887）～30（1897）年ごろの東京都内では上等1日1円30銭から下等25銭までの幅がある。それに比べると地方とはいえ、B病院は安い価格設定である。東京都にあった井上病院では入院料とは別に席料七銭（一間貸切りは十五銭）を設定しており現代のホスピタルフィーの考え方をみることができる。同病院は、「夜具二銭」の規定もあり、寝具レンタルも行っている。杏雲堂病院、順天堂病院など付添人の料金を明記している病院も見受けられる。

小寺家が支払った入院料は、術前1日15銭（0.15円）術後1日30銭（0.30円）である。付添人、看護婦の費用が計上されていないが、7月9日の日誌に「西脇友ヲ積ノ介抱人ニ頼ミ（後略）」とあり、個人的に依頼していたことが分かっている。手術前後で料金が異なっているのは、内科と外科の料金設定の違いか、術後に部屋の等級を上げたか定かではないが、術後の療養に相応しい部屋に移ったと考えるのが妥当であろう。8月17日の日誌には「大垣町B病院ニテAト同室シ世話ニ為リタル瀬木てつへ素麵大束五把差遣シタリ（下線筆者）」とあり、同室者がいたことが判明しているが、術後に個室へ転床したものだろうか。

手術直前には蒲団と蚊帳を送っており、術後の入院環境を整えたものと考えられる。蚊帳は、本体を吊るす長押が必要であるため、少なくとも病室は日本家屋の構造を備えていたことが推測される。

4-3. 診療明細の検討-薬価-

表3は、明細書の期間ごとの薬価をまとめたものである。比較対照のため、入院料をカッコ内に記した。考察に必要と思われる事項は備考欄に記した。

表3：薬価一覧

入院期間	日数	薬価（入院料）（円）	備考
6月11日～17日	7	1.62（1.05）	6/11入院
6月19日～23日	5	1.08（1.05）	
6月25日～7月1日	7	1.44（1.20）	
7月3日～9日	7	1.44（1.05）	
7月10日～22日	14	1.14（4.20）	7/11手術
7月23日～30日	8	0.69（2.10）	7/23頓服投与
7月31日～8月5日	6	1.11（2.10）	8/11退院
8月7日～10日	4	0.72（1.20）	

「薬価」については、各地域の医師会が制定した医療費の価格表を見る限りでは、剤形ごとの算定単位であるが、明細書では「薬価」としてまとめて記載されている。2019年12月に筆者らは現愛知県新城市信玄病院で明治から大正期に使用されていた「列設布篤（レセプト）」、「会計原簿」を確認した⁽²⁾。「列設布篤（レセプト）」は投与した薬剤の帳簿、「会計原簿」は、治療の詳細と医療費の一覧表であり、このような帳簿がB病院にもあったことは確かである。信玄病院に伝わる「列設布篤（レセプト）」には薬剤名、投与日数、留意点等が詳細に記されており、明細書の記載とは大きく異なっている。患者と医療機関のもつ情報の非対称性が窺えるが、

明治期に項目ごとに会計を示した明細書が患家に届けられていたことは特筆に値する。

薬剤料と入院料は、ほぼ同じ金額である。現代の診療報酬と比較すると、薬剤は高額である。

4-4. 診療明細の検討-個別診療項目-

本項では、個別の診療項目について考察する。6月17日に初めての会計がなされているが、入院料の他、使用された薬剤、材料などもおよそ1週間ごとに計算が行われている。1日単位の金額は提示されておらず、現在の診療報酬体系とは異なっているが、医師会の制定した算定単位は内用薬（現在は内服薬）が1日分、外用薬が1調剤分、頓用薬（現在は屯服薬）である（表1）。この原則は現在でも引き続き使われているが、「1調剤分」を理解するには専門知識が必要で、患者には理解しづらい。信玄病院の発行した会計原簿では、1日単位の収支が記されていたので、患家に分かりやすい記載に直したと思われる。

表4：各診療項目と診療報酬

入院期間	日数	診療項目	価格（円）	備考
6月11日～17日	7	温布帯	0.150	6/11入院
6月18日～24日	7	(入院料、薬価のみ)		
6月25日～7月2日	8	(入院料、薬価のみ)		
7月3日～9日	7	(入院料、薬価のみ)		
7月10日～23日	14	大手術 包帯材料 浣腸 氷嚢	15.000 0.680 0.100 0.150	7/11手術
7月24日～30日	7	交換（包帯交換か？）	0.500	

7月31日～8月6日	7	交換（包帯交換か？）	0.200	
		耳洗（耳洗淨）	0.250	
8月7日～10日	4	耳洗（耳洗淨）	0.250	8/11退院

手術実施前は、まだ内科治療（保存的療法）が実施されているため、薬剤投与が中心となっている。6月11日～17日の間に「温布帯」が支給されていることから、現在の「消炎鎮痛等処置」が実施されていたことが推測される。現在の「ホットパック（温熱療法）」のようなものだろうか。本項目は、いずれの地域の価格表にも見当たらず、新たな発見となった。茂木（1942）によれば、虫垂炎による痛みを鎮めるためには冷湿布が適切であるとしている。昭和8（1933）年に発行された救急法には、挫傷は「一兩日後には温湿布をすること」、捻挫は「冷湿布をして安静を保ち³⁾」とあることから、本項目の「温布帯」が単なる湿布材料を指すのか、温熱療法を指すのか定かではないが、鎮痛処置を施していたことは確かである。

手術に関しては、詳しい術式の記載はなく、「大手術 15円」と記載がある。表記法が紛らわしいが、「大きい手術」という意味ではない。本項目は、各地の医師会が設定しており、明治期の手術は診療報酬上、「大手術」「中手術」「小手術」という3区分が多かった。本区分が後に大正15（1926）年10月に点数化されたときの根拠になり、「大切開」「中切開」「小切開」という切開区分に発展していった。「大切開」は全身麻酔又は腰椎麻酔で行うものと規定されている。静岡県下の医会では「医員2人を要する」という規定があり、Aの受けた「大手術」は全身麻酔適用レベルの手術であったものと推測される。今後の研究を俟たねばならないが、虫垂炎の外科手術が始まったのは明治30年頃であったことから、大垣市で既に先進医療が実施されていたことは確かである。

術式が「虫垂切除術」であるとして虫垂周囲膿瘍を伴うものと仮定すると、現在の診療報酬は88,800円（8,800点）である。明治43年当時の白米が10kg=1.1円（令和2年4,576円）なので、1円=4,000～5,000円と仮定すると60,000～75,000円となり、包帯材料等が別会計になっていることから、妥当な価格帯であるといえる。しかし、医療保険が整備されていない明治後期におい

ては、医療費、入院に係る雑費、付き添い費用など多額の出費が別途必要であり、近代医療を受けることは容易ではなかつたろう。

当時の医療費には「包括算定」「出来高算定」の概念がなく、「薬剤料」「技術料」の区別もない。入院中に投与した薬剤（投薬料）は別記されていることから、「浣腸」「耳洗」は材料代と技術料（手技料）の区別なくまとめたの会計と見做してよい。技術料（手技料）は宮城郡医師会が明治40（1907）年に制定した「入院手入料」が初めての例である。以下に金額の比較を示す。

・浣腸：10銭（宮城郡 浣腸20銭）

・耳洗：25銭（宮城郡 洗耳8銭）

「耳洗」の解釈については、慎重にしなければならないが、当時、耳洗浄は経常的に行われていたようだ。時代は下がるが、小寺家文書に「耳洗浄液」の処方箋が残されている。一見、虫垂切除術とは無縁の処置であるが、明治初期から日本では中耳炎は非常に多かつたようである⁴⁾。カルテが散逸しているため病名は推測の域を出ないが、虫垂炎のほか、中耳炎があつたのかもしれない。今後の研究を俟たねばならないが、日誌には他の疾患が見当たらないことから、インフォームドコンセントがなかつたか、耳垢栓除去後の清拭であつたか、中耳炎があつたかなどは不明である。

「交換 50銭、20銭」については、筆者が調べた範囲では、どの地域でも見当たらない項目であり、新たな発見であつた。手術実施の週から始まっていることから「包帯交換」と読み取つてよいだろう。現在の診療報酬では「創傷処置」にあたる。

本会計も7日でまとめられているので、1回分の価格は不明である。1円=4,000~5,000円と仮定すると術後7日まで2,000~2,500円、7~14日まで800~1,000円である。「創傷処置」と仮定して計算すると、現在の価格が6000^{cm²}で2,750円である。本項目が現在の包帯交換と異なつた手技であつたか、技術者が少なかつたか、さらに検討する必要がある。

4-5. 診療明細の検討-食費その他-

本項では、診療行為以外で明細書に記載のあつた食費その他に関する事項を検討する。

表5：食費その他に該当する項目

入院期間	日数	項目	価格（円）	備考
6月11日～17日	7	牛乳（1升9合）	0.665	6/11入院
6月18日～24日	7	牛乳（2升1合）	1.050	
6月25日～7月2日	8	牛乳（2升4合）	0.840	
7月3日～9日	7	牛乳（2升1合）	0.735	7/5白米、じゃが芋を送付
7月10日～23日	14	氷（71斤）	1.420	7/11手術
		牛乳（4升3合）	1.505	
7月24日～30日	7	牛乳（2升3合）	0.805	
7月31日～8月6日	7	氷（56斤半）	1.130	
		牛乳（2升1合）	0.735	
8月7日～10日	4	牛乳（1升2合）	0.420	8/11退院

明細書には、定期的な牛乳の購入を示す記載がある。当家が病院を通して購入し、飲用していたようである。価格はばらつきがあり、公定価格のない時代を反映している。東四柳（2017）によれば、牛乳は江戸時代後期からその価値が見出され、明治期以降に、文明開化を象徴する食品として評価されるようになった。明治33（1900）年には「牛乳営業取締規則」が發布され、安全な乳製品が出回るようになるが、Aが入院していた頃は乳製品に対する国民のイメージは決して良くなかった⁴⁾。しかし、牛乳の効用を理解していたB病院が「体を強くする薬」として強制的に提供していたとすれば、明細書に牛乳の記載があることの意味は大きい。病院の扱いをみると、当時の牛乳はさしずめ「明治時代のサプリメント」といったところであろうか。現在の診療報酬制度下では、食事療養の一環として扱われ、入院中に出される食事は「入院時食事療養費」として扱うが、その考え方の萌芽が見られる。

4-6. 診療費支払い

小寺家は常に多めの金額を預り金として病院に渡し、そこから差し引くという支払い方法をとっていた。現代の「入院保証金」である。本制度は未収金防止あるいは連帯保証人が立てられない場合の措置という位置づけで現在も残っている。救急医療などの時間外診療に関して5000～10000円程度の預り金を徴収している病院が多い。「診療報酬点数表 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて（平成17（2005）年9月1日保医発第0901002号）」の4. その他事項には以下のように預り金徴収に関して規定し)ており、「入院時や松葉杖等の貸与の際に事前に患者から預託される金銭(いわゆる「預り金」)については、(中略)将来的に発生することが予想される債権を適正に管理する観点から、保険医療機関が患者から「預り金」を求める場合にあっては、当該保険医療機関は、患者側への十分な情報提供、同意の確認や内容、金額、精算方法等の明示などの適正な手続を確保すること。」と規定されている。しかし、小寺家に未収金が発生することも、連帯保証人が立てられないことも考えられない。B病院が明治41（1908）年に新設されたばかりであったことから、病院の経営を助けるため現金を予め渡していたものとも考えられる。いずれにしても、当時の会計の様子が良く分かる。

明細書の宛名は9枚のうち、8枚は「小寺せい」となっており、患者名でも当主名でもない。Aとせいの氏名が1字違いであることから、筆者らは同一人物の可能性も考えたが、日誌には、せいからAへ見舞の菓子袋を渡された旨の記載があり、別人であることは明らかである。しかし、「せい」に該当する人物は小寺家には見当たらず、現段階では特定できていない。

8月6日発行の明細書のみA宛になっている。本明細書は「合計」となっているので、預り金ではなく、現金で支払っていることがわかる。7月27日に弓之助からAに5円を送っており、本人が支払ったものと思われる。推測の域を出ないが、明細書の記載は金銭收受をした人物が入院患者でなかった場合、姓のみの記載を行っていたのではないか。医療保険制度下で暮らしている現代人には理解しづらいが、もしそうだとすれば、金銭收受に厳しかった時代を反映していて興味深い。

また、明治41（1908）年7月23日の明細書は検算すると、差し引き金額が10銭多い。おそらく医療費計算担当の職員か明細書記載者のいずれかが預り金との差し引き計算を間違えたものと

思われる。しかし、日誌にはその旨の記載がなされていない。荷物を送った際に係る送料4銭の記載まで細くなされているほど記録は正確かつ緻密である。たとえ10銭であっても返却処理がなされたなら日誌に記録が残っているはずである。したがって、再計算および明細書の再発行をした事実はないとみてよい。見落とされてそのままになってしまったか、Aが退院間近であったことから、分かっている見逃したものであろうか。

おわりに

明治後期の地域医療を明細書から読み解く作業を行う過程で、患者側からの医療について多くの示唆を得た。大垣市という地方都市で診療項目ごとに区分された明細書が発行されていた事実から、インフォームドコンセント実施、入院時における食事療養実施の可能性を見ることができた。明細書には行った治療項目が明確に記載されているため、患者にとっては治療内容とかかった金額を同時に理解できる書類であったに違いない。算定基準も、患者の立場に立ったわかりやすい表現である。

今回発見された明細書は、高額な医療費を徴収していた時代を反映した貴重な医療遺産であるとともに、患者側からみた地域医療を明らかにする唯一の資料である。記載された医療費からは、地域の経済レベルを測ることも可能となろう。今後は、信玄病院の資料と併せ、東海地方の地域医療解明を進めていきたい。

[注]

(1) ICD (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems) とは「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」といい、世界保健機構 (WHO) が作成した病名の分類表のことである。第10回目の改訂版として採択され、ICD-10と呼ばれる分類が広く活用されている。「虫垂炎」は「K35-K38虫垂の疾患」の項に「急性虫垂炎」等4つの病名に分類されている。

(2) 2019年11月設楽原歴史資料館館長湯浅大司氏より連絡を受け、明治から大正期に信玄病院で発行された列設布簿 (レセプト) 原本、会計原簿、院長日記等を確認した。信玄病院は、現

新城市八束穂にあった総合病院である。

(3) 明治41 (1908) 年5月30日の日記には「A義西脇友輔方へ行き診断ヲ受ケ水薬壺瓶、散薬三日分、弘ノ水薬一瓶貰ヒ来レリ」とあり、Aが通院して薬剤投与を受けた旨が読み取れる。

(4) 日本耳鼻咽喉科学会理事長森山寛のメッセージによる。

<http://www.jibika.or.jp/students/rijichou.html> 2020年10月取得

[引用文献]

- 1) 医学通信社編 (2018) 『診療点数早見表2018年版』医学通信社、
- 2) 厚生労働省診療報酬調査専門組織 (2015) 「退院患者調査の見直しについて (その2)」 p. 2
- 3) 疋田雅昭・日高佳紀・日比嘉高 『スポーツする文学 1920-30年代の文化詩学』 p. 45
- 4) 東四柳祥子 (2017) 「明治・大正期における「牛乳・乳製品」論の系譜～見直されたその価値と摂取意義～」『メディアミルクセミナーニュースレター』No.45、pp. 1-4

[参考文献]

- ・青柳誠一 (1996) 『診療報酬の歴史』思文閣出版
- ・石川寛 (2019) 「近代における高木家文書の調査と活用」『名古屋大学附属図書館研究年報』(16)、pp. 36-25
- ・石川寛編 (2012) 『小寺家文書目録』名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室
- ・江藤文夫 (2019) 『医療と日本人』医歯薬出版
- ・遠藤次郎・中村輝子 (2001) 「新発見の医書、田代三喜「本方加減秘集」に見られる医説-基本処方と加減方」『日本医史学雑誌』7巻第4号、pp. 797-816
- ・京都橘大学女性歴史文化研究所編 (2013) 『医療の社会史-一生・老・病・死』思文閣出版
- ・黒野伸子・石川寛・大友達也 (2020) 「小寺家文書にみる明治後期の地域医療 (1) 一日誌から読み解く患家の医療行動」『レセプト論考』第2号掲載予定、2020年3月31日受理
- ・塩原佳典 (2017) 「明治前期における公立病院の興亡-長野県松本地方の医療環境をめぐる「公」

の行方―』『研究論叢』国際言語平和研究所、第89号、pp. 1-25

- ・野村拓（1977）『国民の医療史』三省堂選書32、三省堂
- ・富士川游（1974初出）『日本医学史綱要 1』平凡社
- ・富士川游（1974初出）『日本医学史綱要 2』平凡社
- ・丸山智宏・須田和敬・大竹雅広（2015）「急性虫垂炎保存的治療後の再燃危険因子からみた待機的虫垂切除術の適応」『日本臨床外科学会誌』日本臨床外科学会、76（12）、pp. 2863—2868
- ・箕輪千佳（2015）「明治から昭和前期の佐久地域における医療史」『佐久大学看護研究雑誌』7巻1号、
- ・茂木藏之助（1942）『蟲垂炎』南山堂
- ・吉田正人（2009）「わが国における福社会計の史的展開―社会福祉法人会計制度の草創期を中心に―」『千葉商大論叢』47（1）、pp. 171-194
- ・吉田洋一、吉田克己（1972）「日本の虫垂切除率について」『日本衛生雑誌』第27巻 第5号、pp. 444-454

[付記]

本研究の一部はJSPS科研費17K04658による助成を受けて遂行された。本稿は、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学倫理委員会の承認を受けて執筆した（承認通知番号：86）。

[謝辞]

文書閲覧を快く許可してくださり、研究に対する多くの示唆をいただいた現小寺家当主小寺登様、ご家族様、研究遂行に関し終始ご協力くださった上石津郷土資料館、設楽原歴史資料館の皆様感謝するとともに、厚く御礼申し上げます。